

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第51号

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立体育施設条例施行規則（平成31年3月規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(供用時間)</p> <p>第3条 <u>体育施設（テニスコートを除く。）の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。</u></p> <p><u>2 テニスコートの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、同項の供用時間を変更することができる。</u></p> <p>附 則</p>	<p>(供用時間)</p> <p>第3条 <u>供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>附 則</p>

1 [略]

(指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第2条第2項及び第4項、第3条第3項、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条の規定の適用については、第2条第2項中「条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第2条第4項、第3条第3項、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

1 [略]

(指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第2条第2項及び第4項、第3条、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条の規定の適用については、第2条第2項中「条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第2条第4項、第3条、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例(令和8年3月条例

第40号) 附則第1項ただし書に規定する施行の日から施行する。